

KYOTO UNIVERSITY

産官学
連携の
ご案内



京都大学
KYOTO UNIVERSITY

京都大学は多様性と 社会課題の解決に貢

01

— 01

京都大学の 基本理念と社会貢献

京都大学は、「自由の学風」を堅持し、ユニークかつ世界トップレベルの研究を行ってきました。社会に、そして世界に開かれた大学として地球社会の調和ある共存に貢献するという、本学の基本理念のもと、3,000名を超える多様な研究者が日々の研究活動を行っています。

研究から生まれた卓越した「知」を社会に伝え、自らも社会の一員として、社会が抱える多元的かつ複雑な諸問題の解決に取り組むため、京都大学は産官学連携活動を推進しています。

高い研究力で 献します。

02

総合研究大学としての 研究領域の多様性

京都大学は18の研究科を擁し、共同利用・共同研究拠点として国に認定されている研究所・センターは国内最多です。この他、高等教育・学術研究を支える多数の教育研究施設等があり、こうした充実した環境の中で、基礎研究と応用研究、自然科学と人文社会科学の研究の多様な発展と統合を図ってきました。幅広い学術領域において、研究者が日々生み出している多種多様な「知」の融合により、多面的なアプローチで社会課題に取り組んでいます。

03

つねに生み出されてきた 先駆的研究

1949年に日本人初のノーベル賞を受賞した湯川秀樹氏にはじまり、京都大学所属・出身者のノーベル賞受賞者は10名を数えます。また、本学はフィールズ賞やラスカー賞、ガードナー国際賞等の国際的な賞の受賞者を多数輩出しています。

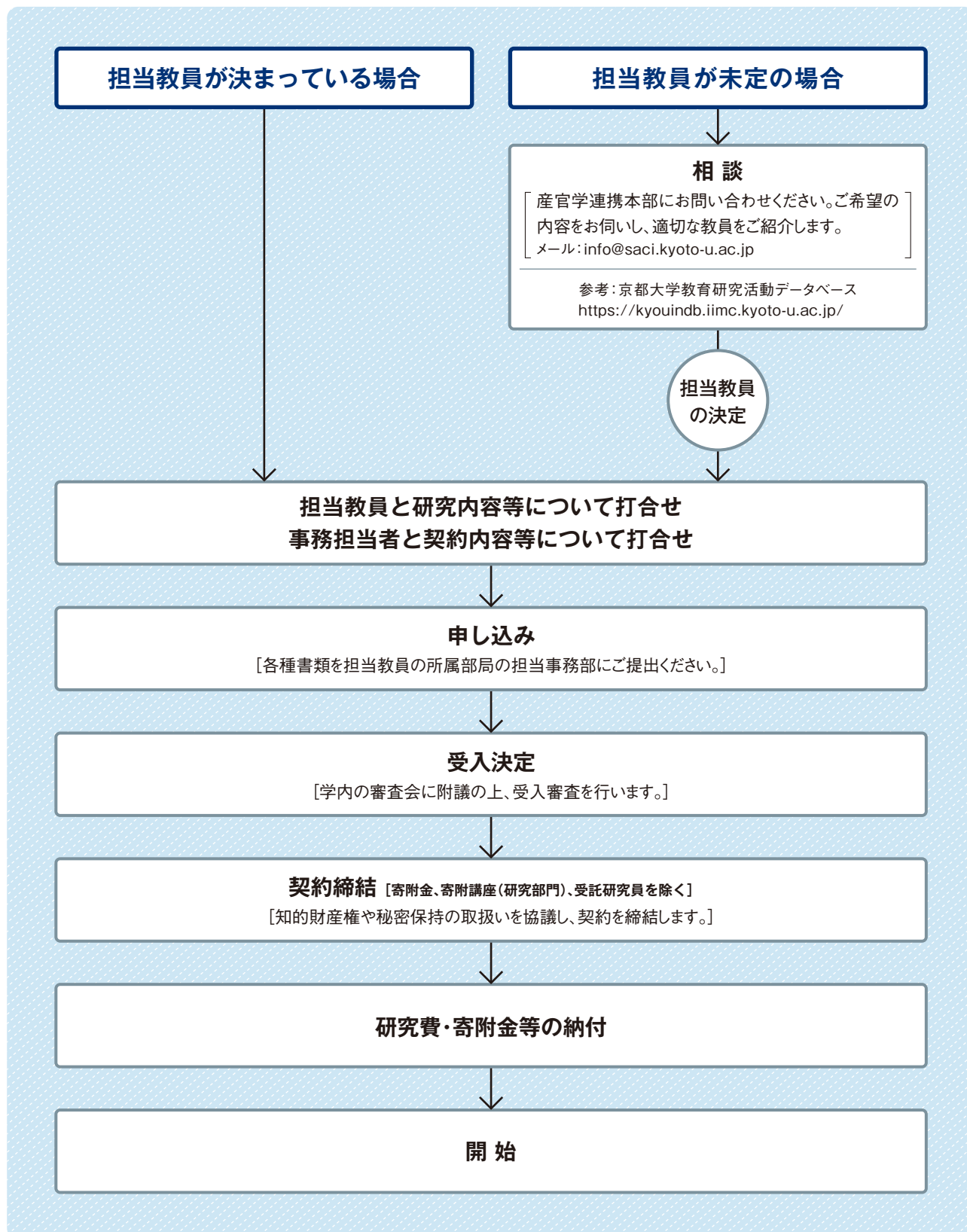
これらの受賞に代表される高い研究レベル、最先端の学術的成果や国内外の幅広いネットワークにより、変化の激しい現代社会の諸課題への対応や、未来社会を見据えた新たな社会価値創出について学術的な提案を行います。

Flow

研究・指導実施までのフロー

産官学連携メニューは基本的には以下のフローで実施されます。
詳しくは、担当教員の所属部局の担当事務部にお問い合わせください。

※窓口が不明な場合は、担当教員にご確認いただくか、産官学連携本部までお問い合わせください。



産官学連携メニュー

京都大学ではさまざまな産官学連携メニューをご用意しています。
詳細については各メニューのページをご覧ください。

Menu .1

共同研究

企業等と大学が共同して研究を行います。

P.5

Menu .2

産学共同講座・産学共同研究部門

大学内に産学連携による組織を設置します。

P.6

Menu .3

包括的(組織対応型)共同研究

「組織」対「組織」の連携により課題探索から研究を行います。

Menu .4

受託研究

企業等からの委託により大学が研究を行い、
その成果を企業等に報告します。

P.7

Menu .5

受託研究員

企業等から現職の技術者等を受け入れます。

Menu .6

寄附金

寄附者の意向に沿って教育研究活動に活用します。

P.8

Menu .7

寄附講座・寄附研究部門

寄附者の意向に沿って大学内に組織を設置します。

Menu .8

学術指導

本学教員が企業等に対して技術指導・コンサルティングを行います。

P.9

Menu .9

技術移転

本学の知的財産を活用していただけます。

共同研究

企業等の研究者と大学の教員が、共通の研究課題について対等の立場で取り組むことにより、優れた研究成果の創出を促進する制度です。企業等と大学が、相互に研究者、研究費、研究設備等を出し合うので、大学の人的資源や研究開発能力を有効に活用できます。研究の形態により、以下の2パターンに分けられます。

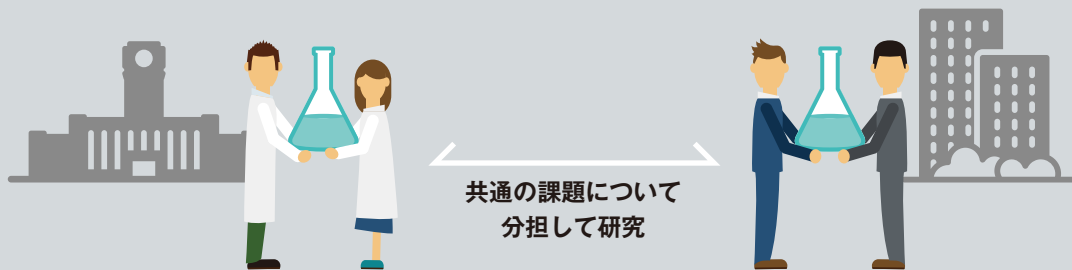
1

大学において企業等から研究者を受け入れ、共通の課題について研究を行う共同研究。



2

企業等及び大学において、共通の課題について分担して研究を行う共同研究。



※いずれのパターンにおいても研究経費等を大学に納めていただく必要があります。

期間

研究内容等に応じて柔軟に設定が可能です。



発明の取扱い

共同研究契約に基づき、貢献度等に応じて決定します。



税制上の優遇措置

■ 特別試験研究費税額控除制度
企業等が大学と共同研究・受託研究を行った場合、企業等が支出した試験研究費の一定割合が、法人税(所得税)から控除されます。
<https://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5443.htm>
(国税庁ホームページ)

納入いただく経費

■ 直接経費(研究費)
■ 研究料^{※1}
年額440,000円(6ヶ月以内の場合は、220,000円)
[2019年税制改正後]
■ 産官学連携推進経費^{※2}
直接経費の10%

※1 研究料

民間等共同研究員(企業等に所属し、共同研究のために企業等に在職のまま大学に派遣される人)を受け入れるための経費

※2 産官学連携推進経費

大学全体の産官学連携の推進活動に必要な知的財産の取得・維持費、人材雇用費、外部資金獲得のための戦略的支援活動に充てる経費

産学共同講座・産学共同研究部門

企業等から資金を提供していただき、大学内に研究教育組織を設置します。通常の共同研究に比べ、より安定した研究教育基盤が構築されるため、共同研究を行う研究者同士や、大学のその他の研究者との日常的な連携が増進され、研究の加速・展開が期待されます。企業側の研究者が学内に常駐して共同研究を行うことも可能です。研究科に設置される場合は「産学共同講座」、研究所・センター等に設置される場合は「産学共同研究部門」となります。

なお、本制度は共同研究講座・部門制度から発展し、2017年11月から開始された制度であり、複数部局での共同設置や共同研究費以外の財源も活用した組織運営、設置部局の方針に基づき教育活動への従事などが可能となりました。

また、講座(部門)名に企業等が明らかになる名称を付けることも可能です。

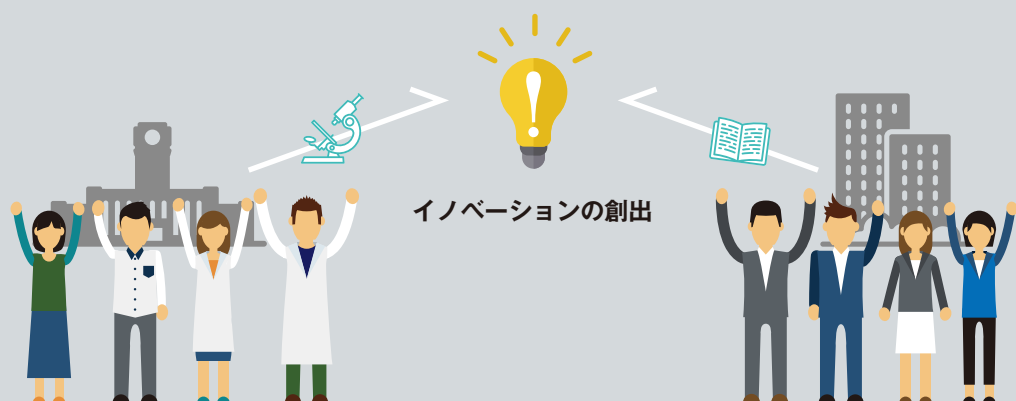


※1 審査を経て企業等の研究者を出向等の扱いにより担当教員として雇用することが可能です。

※2 教員人件費(約600万円~1,200万円/人・年) + 維持運営費(光熱水料・施設使用料・事務員雇用料等) + 研究費等

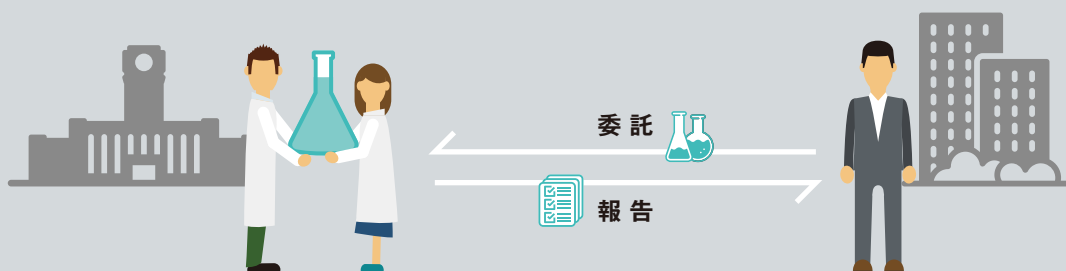
包括的(組織対応型)共同研究

大学の複数研究者と複数異業種企業等あるいは一企業等との間で実施する産学共同研究制度です。特定の研究分野・研究者に限らずに、人文社会科学から自然科学に至るさまざまな研究分野から、未来の新しい社会価値テーマを探索し、新たなイノベーションの創出を目指します。



受託研究

大学が企業等から委託を受けて研究を行い、その研究成果を委託者に報告する制度です。



発明の取扱い

原則大学に帰属
特許等の実施については、独占実施権等の設定等、委託者のご要望を踏まえ、個別の相談に応じ、柔軟に対応します。

税制上の優遇措置

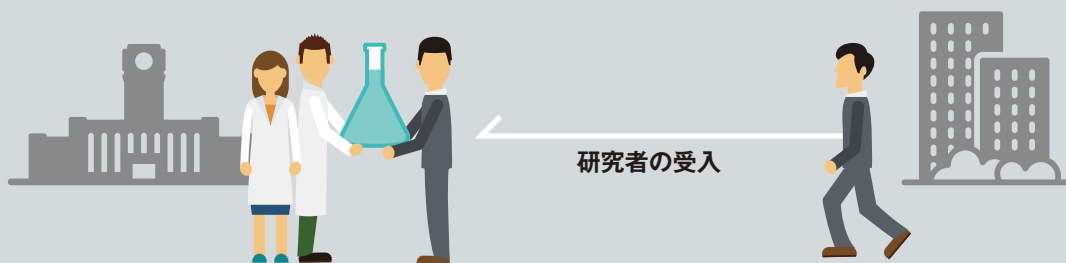
■ 特別試験研究費税額控除制度
企業等が大学と共同研究・受託研究を行った場合、企業等が支出した試験研究費の一定割合が、法人税(所得税)から控除されます。

納入いただく経費

■ 直接経費(研究費)
■ 間接経費
直接経費の30%

受託研究員

企業等から現職の研究者や技術者を受け入れて、大学院レベルの研究の機会を提供し、その能力の向上を図る制度です。



期間

1年以内(受入れ許可日の属する会計年度内)
研究の継続の必要があると認めるときは、翌年度において、延長可。

納入いただく経費

■ 研究料
受託研究員を受け入れるための経費です。
年額583,400円(6ヶ月以内の場合は、291,700円) [2019年税制改正後]



資格

企業等の現職の技術者等であって、大学院に入学することのできる者または国立大学等の長がこれらに準ずる学力があると認めた者。

※受託研究員は「受託研究契約」に基づくものではありません。受託研究では企業等の研究者の受け入れは行っていません。

寄附金



企業等や個人篤志家等から本学に寄附していただき、学術研究や教育の充実・発展及び大学の運営のために活用する制度です。寄附金による研究成果は、直接寄附していただいた方に還元されるものではありませんが、本学の研究水準を押し上げるものであり、ひいては社会に還元されるものです。

<h3>発明の取扱い</h3> <p>原則大学に帰属</p> 	<h3>税制上の優遇措置</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■法人からの寄附 全額損金算入が可能。 ■個人からの寄附* <所得税>2,000円を超え、総所得金額等の40%までの寄附金額→(寄附金額-2,000円)を総所得から控除。 	<h3>ご寄附いただく経費</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・下限・上限はございません。 ・寄附金額の一部(10%以内)を運営管理経費として充てさせていただきます。 
--	--	--

※ 京都府・京都市・大阪府・滋賀県・徳島県・山口県にお住まいの方は住民税の税額控除が受けられます。
2,000円を超え、総所得金額等の30%までの寄附金額→(寄附金額-2,000円)×税率(府県民税4%、市民税6%)を住民税から控除。

寄附講座・寄附研究部門

企業等からの寄附金をもとに、寄附者の意向に沿いながら、本学が主体的に新しい講座や研究部門を設置します。研究科に設置される場合は「寄附講座」、研究所・センター等に設置される場合は「寄附研究部門」となります。なお、講座(研究部門)名に企業等が明らかになる名称を付けることも可能です。寄附講座等の基本情報(寄附総額や期間、教育研究内容等)は公開されます。

<h3>期間</h3> <p>原則3年以上5年以下(更新可)</p> 	<h3>発明の取扱い</h3> <p>原則大学に帰属</p> 	<h3>税制上の優遇措置</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■法人からの寄附 全額損金算入が可能。 ■個人からの寄附** <所得税>2,000円を超え、総所得金額等の40%までの寄附金額→(寄附金額-2,000円)を総所得から控除。 	<h3>ご寄附いただく経費</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・専属の担当教員を2名以上雇用する必要があります。その他、必要となる経費は教育研究内容により異なります。**2 ・寄附金額の一部(10%以内)を運営管理経費として充てさせていただきます場合があります。
--	--	---	--

※1 京都府・京都市・大阪府・滋賀県・徳島県・山口県にお住まいの方は住民税の税額控除が受けられます。
2,000円を超え、総所得金額等の30%までの寄附金額→(寄附金額-2,000円)×税率(府県民税4%、市民税6%)を住民税から控除。
※2 教員人件費(約600万円~1,200万円/人・年) + 維持運営費(光熱水料・施設使用料・事務員雇用料等) + 研究費等

学術指導

企業等からの依頼を受け、大学の研究者が専門的知識に基づき指導助言を行い、依頼者の業務や活動を支援する制度です。共同研究契約等では実施困難であった研究にはあたらな技術指導やコンサルティング等について、従来の兼業のように勤務時間外ではなく、大学の本務として勤務時間内に実施するものです。実施場所は学内・学外いずれでも可能です。少額、短時間での対応も容易となり、学術指導から共同研究に移行することも期待されます。

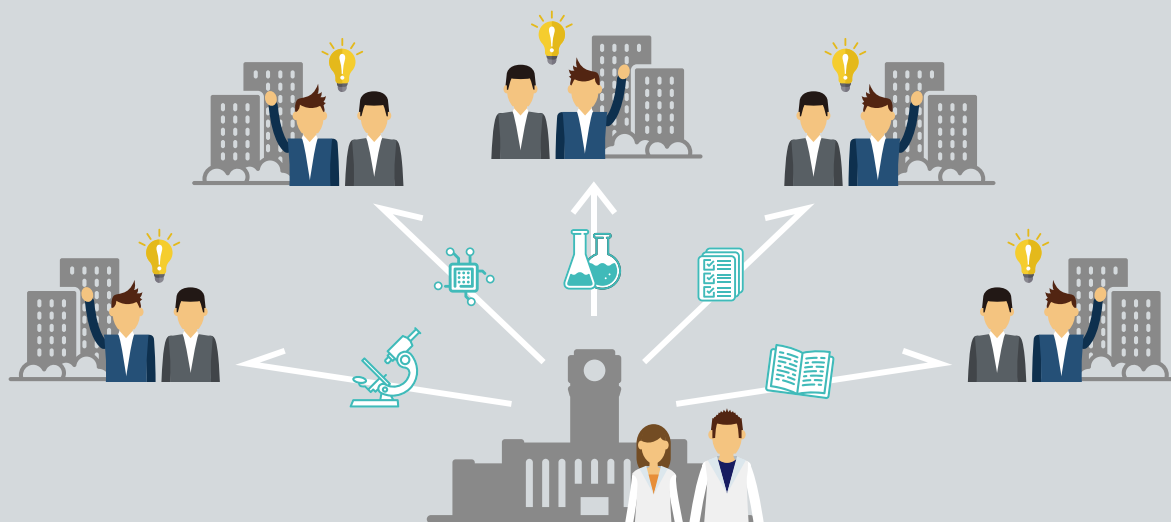
<h3 style="text-align: center; margin: 0;">発明の取扱い</h3> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">原則大学に帰属</p>	<h3 style="text-align: center; margin: 0;">納入いただく経費</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■ 指導料* 時間単価10,000円～ ■ 産官学連携推進経費 指導料の10%(内数)
--	---

※ 指導料は研究室で受託事業費として受け入れます。指導時間には依頼者との対面による指導時間のほか、電子メールでの連絡に要する時間や、依頼者との打合せ時間、指導準備等、指導実施に必須な時間が含まれます。

技術移転

本学の研究から生まれた成果であるマテリアルや特許、著作物等の知的財産権を、MTAやライセンス等によりさまざまな形でご利用いただけます。

詳しくは産官学連携本部のホームページ(<https://www.saci.kyoto-u.ac.jp/>)をご参照ください。提供可能な特許技術等をご紹介します。



技術移転については以下の承認TLOと連携しながら行っています。

- 関西TLO(株) <http://www.kansai-tlo.co.jp>
- iPSアカデミアジャパン(株) <http://www.ips-cell.net>

Q & A

よくいただくご質問

メニューの違いや具体的な手続きに関すること等、
よくいただくご質問についてお答えします。



Q & A

よくいただくご質問

Q1 どのような研究活動をしているのですか？

- A** 研究組織については13ページの組織図をご参照ください。
個別研究者の研究内容については、京都大学教育研究活動データベースで
ご紹介しています。

京都大学教育研究活動データベース <https://kyouindb.iimc.kyoto-u.ac.jp/>

Q2 特定の分野や研究者が決まっていない段階で 共同研究について相談することはできますか？

- A** 可能です。産官学連携本部にて、コーディネーターが研究者とのマッチングを行います。
お気軽にご相談ください。
テーマが決まっていれば、具体的な研究者をご紹介することもできます。

連絡先：産官学連携本部社会連携部門
メール liaison@saci.kyoto-u.ac.jp 電話 075-753-7578

Q3 申し込み手続きはどのようにすれば良いですか？

- A** 各制度とも、所定の様式にて、お申し込みいただく必要があります。
担当教員の所属部局の担当事務部にご連絡ください。
窓口が不明な場合は、担当教員にご確認いただくか、
産官学連携本部までお問い合わせください。

連絡先：産官学連携本部
メール info@saci.kyoto-u.ac.jp 電話 075-753-9183

Q4 共同研究の経費の目安はどの程度ですか？

- A** 上限・下限はありません。
教員とも相談の上、研究内容によって必要経費を柔軟に設定することが可能です。
大学全体の件数ベースの割合では、100万円～300万円の共同研究が約35%程度です。
この他、近年では比較的大型の共同研究が増えています。

Q5 共同研究と受託研究はどう違いますか？

共同研究

- A** 企業等が大学と共同して研究を実施します。
必要に応じて企業等の研究者を大学に受け入れることができます。

受託研究

- A** 企業等は研究を実施しません。

Q6 産学共同講座(研究部門)と寄附講座(研究部門)はどう違いますか？

産学共同講座(研究部門)

- A** 企業等と協議して講座等を運営します。
発明の取扱いは、共同研究契約等に基づき決定します。
また、基本的には講座等の内容は公表しますが、研究題目や研究者、金額、企業等の名称等を非公開にすることができます。

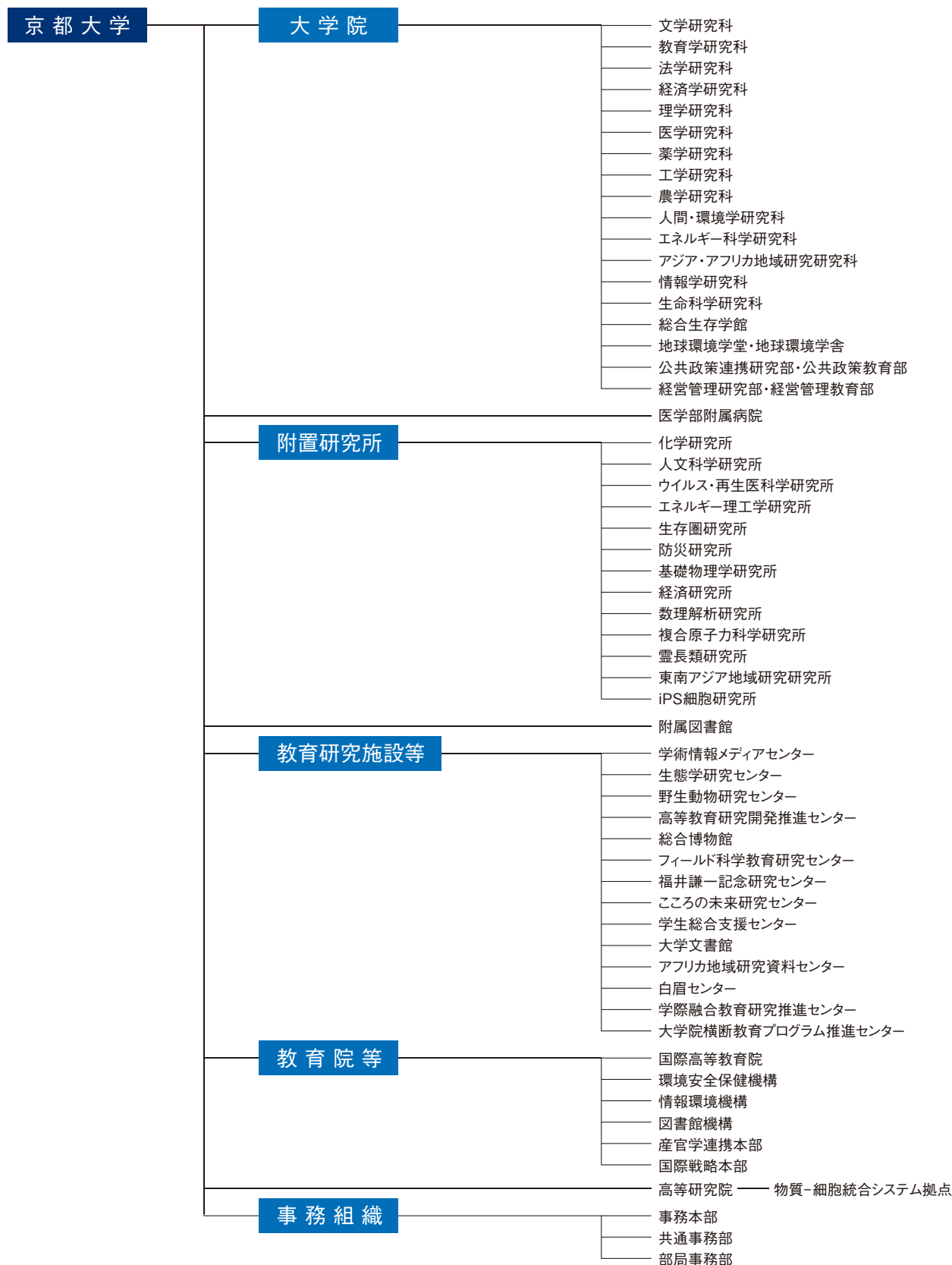
寄附講座(研究部門)

- A** 大学の裁量で講座等を運営します。発明は原則大学帰属となります。
寄附者の意向に沿って運営されますが、直接反映されるものではありません。
講座等の基本情報(寄附総額や期間、教育研究内容等)は公開されます。

Organization

京都大学組織図

(学部除く)



産官学連携本部について

京都大学では各部局の担当事務部があり、産官学連携活動の事務手続き(受入・執行等)はそれぞれの担当事務部において行いますが、産官学連携本部では、産官学連携における大学の戦略立案と総合窓口として以下のとおり京都大学における産官学連携活動を推進しています。

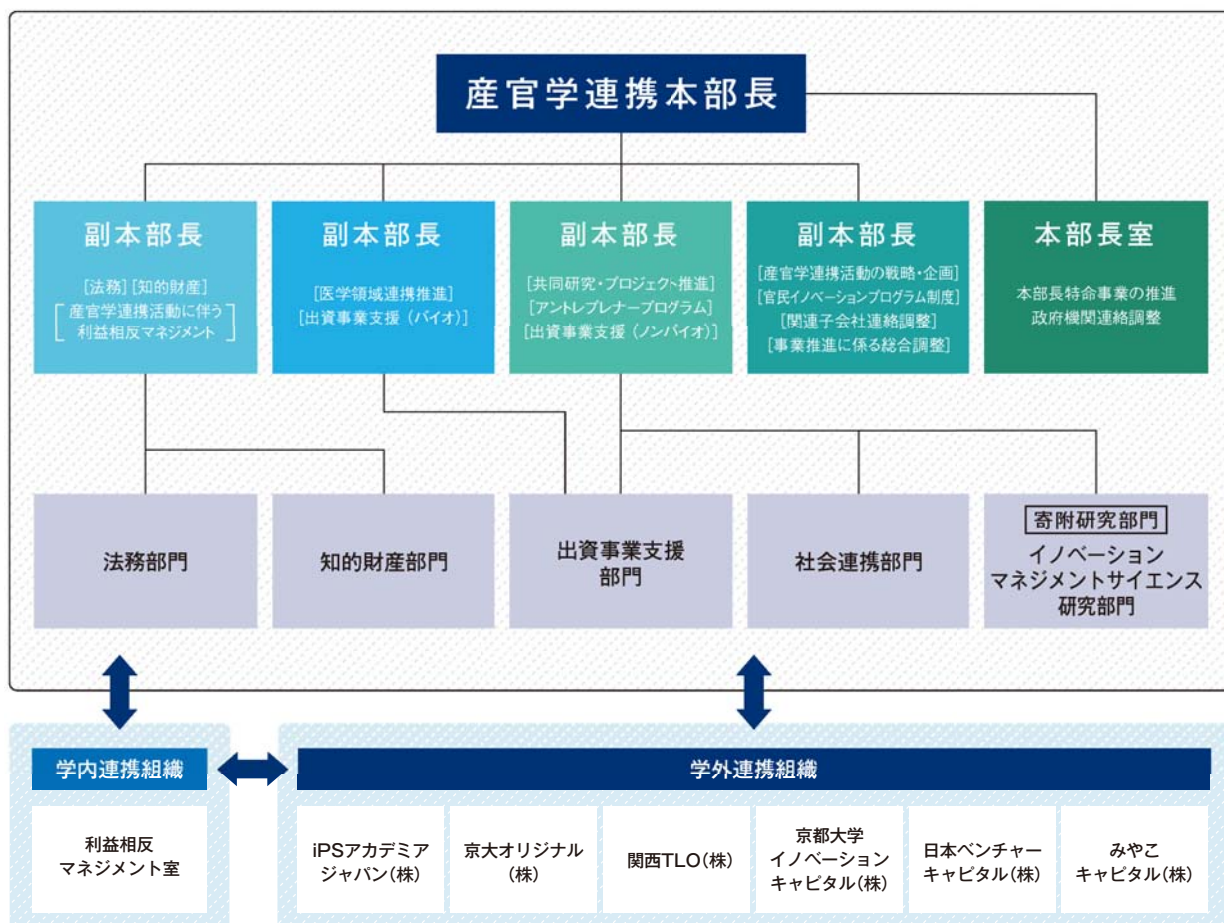


ご質問・ご相談については、お気軽に以下までご連絡ください。

産官学連携本部(研究推進部・産官学連携課)

メール info@saci.kyoto-u.ac.jp 電話 075-753-9183

京都大学 産官学連携本部体制





京都大学 産官学連携本部

(研究推進部産官学連携課)

Office of Society-Academia Collaboration for Innovation

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 国際科学イノベーション棟

TEL. 075-753-9183 MAIL. info@saci.kyoto-u.ac.jp HP. <https://www.saci.kyoto-u.ac.jp/>